

○委員長（浜田昌良君） ただいまから総務委員会を開会いたします。

理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（浜田昌良君） 御異議ないと認めます。それでは、理事に片山虎之助君を指名いたします。

○委員長（浜田昌良君） 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣人事局内閣審議官藤田穰君外九名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（浜田昌良君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（浜田昌良君） 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○那谷屋正義君 立憲・社民の那谷屋正義でございます。よろしくお願いたします。

冒頭、本来ですと、この総務省の様々な問題については、まさにコロナ禍の中で国民に政府からいろいろなお願いをしている、協力要請をしているところの中で、それを実現するためには、やはり国民の政府との信頼関係というものが非常に求められている。その中であって起こった残念ながらこうした問題でありますので、今日は野党の私が入社バスターをさせていただきますが、本来でしたら、やはり与党さんもしっかりと質疑をするということ、国会ごぞつてこの問題について真相究明をしていくということが望ましいのではないかと、これをまず申し上げなければならぬというふうに思っております。

その上で、まず今回、国家公務員の倫理規程に違反する疑いがある会食の調査ということで総務省さんには精力的に行っていたと。膨大な調査だったというふうに思います。一応、一応です、敬意を表しておきたいというふうに思います。

その上で、国家公務員倫理規程に違反する会食ということ、この間、様々な場所で、大臣からは、国民に疑念を抱かれないものというふうに言われているわけですが、この部分については、まず大臣規範ではどういうふうになっているのでしょうか。

○国務大臣（武田良太君） 大臣規範は、当然のごとく、そうした特定の方々から利益供与を受けるといってはもうとんでもないことであると、許されることではないということなんですけれども、やはり特に政務三役に関しては、一般の国家公務員と違って、やっぱり政治家という立場で各界各層の幅広い方々の御支援をいただかなくてはならないし、また幅広い政策分野に携わっていくためにも、幅広い人脈というものも形成していく中で多くの交流を持つ機会というのはこれも避けられないと思うんですけれども、しかし、閣僚になったからには、やはり自分の立場というものをしっかりと自らわきまえた上で会合に臨む、やはり自らしっかりとした倫理観と節度を持って責任感ある行動を取らなければならない、こういうことが大臣規範ではないかなと、このように考えております。

○那谷屋正義君 私も、今言われたことについては同意をいたしますし、大変重要なことだというふうに思いますが、まあこれは総務省の問題では

ありませんけれども、この間、農水省においてだとか、あるいはその以前だとか、様々そういう疑いあるいは事実が起こっていることに対して非常に残念だと言わざるを得ないというふうに思いま

す。
今大臣の方が、幅広くというふうなお話がありました。この調査の結果を見ると、どうしても幅広いとかいうふうには思えない、いわゆる相手業者に偏りが非常にあるのではないかと、いうふうに思うわけであり、これも、これは、接待する側も、それから接待される、受ける側も、どういう心理でそういった会議に参加するのか、出席するののかという部分についてなかなかひどくないわけであり、これも、これ結構大事だということふうに思っています。

接待する側には、言葉が適切かどうか分かりませんが、いわゆる下心を持っている、調査される側は、これは国家公務員倫理規程に違反するかもしれないという後ろめたさを持ちながらこういった会に参加するというふうなことで、こうしたあしき慣習がやはり問題だというふうに思うわけであり、その点についてどのよう

に感想をお持ちでしょうか。
○国務大臣（武田良太君） その会合に臨む動機については、その個人それぞれの判断によるものであって、ちよつと、私の方からはちよつと

コメントは差し控えさせていただきたいと思うんですけれども、先生御指摘のように、お誘い、誘う方ですね、会食に誘う方がやはり多くそうした機会を設ければ設けるほど回数は増えていくと思いますし、特に東北新社の場合は、木田さんはとにかく顔つなぎというものが大事であるということ、これを国会の、現社長も答弁でされておられたとおりでありますし、木田さんの価値観としては、やはり顔つなぎというものがこの社会、そしてこの中では必要だという価値観を持って臨まれたん

であらうかと思えます。
だから、私は、この情報通信の分野というのは、やはり日本は5Gで遅れ、出遅れたというふうな評論をされる方が多いんですけれども、それはそれとして、やっぱり国益として将来のビヨンド5G、6Gをするためには、民間とコンソーシアムを立ち上げたり、民間と一体となって、官民一体となつて強力なスクラムでこれは今から国際競争に勝つていかなければならない中で、積極的に民間の意見も取り入れながら政策をしっかりと固めていかななくてはならないという私自身も指示を出しておるところであります、そうしたことから、職員の方としても、やはりそうしたいろんな幅広い民間の意見、今までなかった斬新な意見というものを聞きながらやはり勉強している、したいという意欲も持っている者もおおると思えます

で、全てがその浅ましい動機というふうには私は判断はしたくないというふうに思っているわけであり、あります。

ただ、今回、この結果としまして、東北新社とNTTという特定の法人との回数がこれ表に出たわけであり、しかも、しっかりと今後ともそれぞれの責任感を持って、倫理観を持って臨むように指導してまいりたいと、このように考えています。

○那谷屋正義君 今大臣言われるように、日本のいわゆる5Gあるいはビヨンド5というふうなところで世界に後れを取っている、あるいは、ビヨンド5についても今国会で、この委員会でも法案を成立をさせていただいたという部分もありますけれども、だからといって、いわゆる接待が行われていいという、接待が行われていいということにはやはりならないわけで、今後の再発防止のところに総務省自らがうたっているように、四点について言われております。

特にこの間、私もこの報告を聞いて初めて耳にした言葉ですが、割り勘負けという言葉が、ありますけれども、これ、割り勘だとするとこれは接待に当たらないというふうな理解でいいのかわるか。私自身も、そういったいわけの打合せという、何というんですかね、そういう情報交換ということにおいて会食は全く駄目だというふうな意見

を持ち合わせているものではありませんけれども、それが、やはり接待とかそういうふうなものは一切関係ないんだということを証明する一つのあかしとして割り勘負けというのがあってはやはりいけないというふうに思うんですけれども、これによつていわゆる接待という問題はクリアするのかわからないのか、いかがでしょうか。

○政府参考人（原邦彰君） お答え申し上げます。割り勘負けといましようか、例えば一万円の負担すべきところを五千円しか払っていなかった。その差額が出ている、この点については倫理法令の違反になるということで、今回、多数そういう事案が見られたわけでありませう。

委員から御指摘がありました、利害関係者であってもしっかりと自分の負担分を負担しているということであれば、それは倫理法令の違反にはならないということになっておりますし、ただ、一万円を超える会食、これについては届出をしつかりしなければいけない、そういうルールの下で意見交換をしないといけないのが現行ルールということでございます。

○那谷屋正義君 そういったことを今後徹底されるというふうなことだというふうに思うんですが、我々も、何というのかな、会食の回数が多いとかあるいは接待を受けたから今回これだけの人が罰せられ、罰せられたというか懲戒になったとか、

そういったことを望んでいるわけではないんですね。やっぱりこういうことがあってはいけない、また、そうならないためにはどうしたらいいのかということが非常に大事だというふうに思うんです。

総務省さんが言われた、いわゆるそのあらゆる領収証を相手業者からも取るし、事業者にもその理解を得るんだというような努力をされるわけですが、先ほど申し上げましたように、これ総務省以外にもいろんなところで起こっているという問題があります。

私はこれ、いわゆる菅総理が言われる縦割り行政を打破というふうなことを言われるのであれば、全省庁的にやっばりこうしたことが徹底されなければならぬというふうに思うわけでありませうけれども、これはどちらに伺ったらいいかちよっと分からなかったんですけれども、今日は内閣の方に来ていただいておられますので、是非その辺についてお考えを聞かせていただけたらと思います。

○政府参考人（藤田穰君） お答え申し上げます。国家公務員の服務規律の確保につきましては、総理及び官房長官から各府省に対し、全ての職員に対して改めて利害関係者との間の行為の規制等を定めた倫理法、倫理規程の周知徹底を図り、その適正な運用に努めるよう指示があったところでございます。

これを踏まえた具体的な対応といたしまして、一つ目に、大臣、次官からの職員へ向けた明確なメッセージの発出と省内研修、各種会議での徹底二つ目に、倫理法についてのeラーニングや国家公務員倫理教本の職員全員への徹底、さらには三つ目として、各部署において改めて利害関係者の範囲を確認するなど、それぞれの業務に照らして最も効果的な方法で、全省庁におきまして倫理法、倫理規程の遵守徹底についての取組がなされているものと承知をしております。

今後とも、人事院、国家公務員倫理審査会とも連携しながら、倫理法令の遵守について周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

○那谷屋正義君 是非、総務省をまねるとは言いませんけれども、全省庁的にこうしたことがしっかりと徹底をされて、国民の信頼を政府全体が失うということのないようお願いをしたいというふうに思います。

先ほどの話でありますけれども、いわゆる情報交換といつても、東北新社との関係でいえば、会食もそうですし、野球観戦というふうなことになってくると、これはもう打合せどころか情報交換じゃなくて、いわゆる癒着に近いものが出てくるわけであって、こういうことは厳にもうやめていかなければいけない話だろうというふうに思います。

これ、もうお互いにチケット買って行くというのなら話は別ですけれども、全部それが相手の費用で、相手がそれを負担したというふうなことになる、これはやっぱり、これはもう大問題になっていくわけでありますので、是非そのところは今後そういうことのないようにしなければならぬ話ではないかなというふうに思いますし、相手の話を、相手業者の話をしましたが、どう見ても、これはちよつと私からも申し上げにくいんですありますが、NTT関連が非常に多い。

じゃ、いわゆるドコモ以外のところ、NTT以外のところとはこういうふうなものがないということに対して、幅広くということになると、まあ総務省からやろうよという話はなかなか言いにくいかもしれませんが、この辺はどう打開をされますか。

○政府参考人（原邦彰君） お答えいたします。

これもNTT、御指摘のとおり大変数が多くなっております。数が多くなっている。職員、いろいろヒアリングの中で傾向として出てきてまいりましたのが、NTTの場合、やはり通信事業の競争政策を推進する上でやはりリーダー的な存在であって、お互いに意見交換を行うことが有意義であったというような職員も多うございましたし、NTT側、先日報告書出ましたけれども、第三者委員会の、これでも同じような指摘がなされたという

いうことでございます。

結構、先ほどもあった、割り勘負けという言葉もありましたけれども、自己負担はしていたわけでありますが、これはNTTの報告書に書いてあります。傾斜配分、NTTの中で傾斜配分方式と書かれているようでありますが、総務省の職員が割と国会業務とかで遅れて来る、それから早く帰ると。つまり、会食期間中の際は二時間か三時間、総務省の職員は一時間しかないとか、そういうことを勘案してそのような、決して正当化できるわけではありませんが、そういう形の自己負担の在り方がNTTであったようでございます。それに、総務省がそれをしっかりチェックしないで、しっかりと負担をしなかったという問題もあるわけでありますが、そういうこともあって多かつたということでもあります。

そのほかの通信事業者についても、これ三百件、会食は三百件ぐらいございました、NTTも含めて。そこは割と朝食会の勉強会ですとか、そういう形が多かつたということ、ほかの通信事業者とも適正な自己負担を行った上で意見交換があったということでもあります。

いずれにしても、ちよつとNTTはそういうことで、まさに競争政策のリーダー的存在であったということ、数が多かつたのではないかという傾向があるというふうに思います。

○那谷屋正義君 リーダー的であるとか、あるいは国会議員が遅れて来たりとか、あるいは早く帰るからということでもってこういうことがあったということは、もちろんいいとは今も答弁の中では言っておられないわけですが、いずれにしても、やっぱり、たとえ五分しか出ないんですけども、以前、大臣の方から乾杯をしただけでも、必要な費用については、後日になっても結構ですので、やっぱりそういったものは、きちつと後ろめたいものがないようにというか、抵触することがないようにしていかなきやいけないんだろうというふうに思います。

今回の報告の中で最も重要視をしなければいけない、いわゆる行政がゆがめられたのではないかという問題、これについてこれから質問をさせていただきます。

この行政がゆがめられた、第三者委員会の検証結果の報告書、第一次というふうになっておりますが、この中で唯一、この行政がゆがめられたのではないかという部分について触れているのが資料の二十四ページ、二十五ページということになっております。当時の衛星・地域放送課の井幡課長の部下である担当者Cが放送政策課の職員に対して、事実上の打診、相談レベルの会話として、東北新社が外資規制違反の状態であり、どうした

らよいかといった話をしたとの旨の記述があるわけでありませう。

この平成二十九年八月当時、東北新社の外資規制違反を知っていた事実を認めているのかということをお私には吉野検証委員会の座長に直接お聞きをしたかったんですけれども、残念ながら今日はお招きをできないということになりました。本人でないとなかなかこれはかなわない話だと思うんですが、これを政府側が代わりに答弁をするということになると、あえて第三者委員会を設けたその意味すらおかしくなってくるということの中で、こういうのはもう絶対来ていただかなきゃいけない話だというふうに思いますが、今日は、私は、あえて吉野座長から伺った話をそのまま代読、代弁じゃありません、代読していただきたいという要請をさせていただきましたけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(原邦彰君) 御指摘いただきました。昨日、全て委員から御指摘いただいた問いを吉野座長にお見せして、これから私がお答えしますのは、全て吉野座長のお答えを私がお答えするという形でやらせていただきましたと存じます。

○那谷屋正義君 そこで、第三者委員会として、先ほど申し上げました平成二十九年八月当時、東北新社の外資規制違反を知っていた事実を認めているのかということ、問いに対していかがでしょうか。

うか。

○政府参考人(原邦彰君) 吉野座長に確認をいたしました。

御指摘の記述の根拠を一つ一つまびらかにすることについては、各方面からの今後の協力を得ることが難しくなり、今後の検証事務の遂行に支障が生じるおそれがあることから詳細な答弁は控えさせていただくが、御指摘の箇所は、委員間においてヒアリングの結果や収集した資料を踏まえて総合的に推認を行って記述したものでございます。

○那谷屋正義君 では、伺いたいと思いますが、ここにある事実上の打診、相談レベルの会話とある記述は具体的にどのような内容なものなんでしょうか。

○政府参考人(原邦彰君) 以下、吉野座長に確認をした上でお答えしております。

内容については、今申し上げましたとおり、その記述にあるのが全てでございますが、その記述は、担当者のC、担当者のCから放送政策課職員へ、東北新社が外資規制違反であり、どうしたらよいかという事実上の打診、相談レベルの会話の一連のやり取りの一環として、放送政策課の職員から担当者Bに対して質問がなされ、東北新社に聞いたらBS左旋4Kの認定時は外資規制違反ではなかったとの回答がなされたと認められると

いうふうに記述をさせていただいたということでございます。

○那谷屋正義君 担当者Cの、対して担当者Bがそういうふうに言われたということでありませうけれども、もう少しその辺の具体的などのようなやり取りがあつたかということ、どのようなやり取りがあつたと認識しているのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○政府参考人(原邦彰君) お答え申し上げます。

この点、委員からいただいた問いを吉野座長にお見せして、吉野座長から預かってまいりました答へは、今、私がこの関連については、御答弁した以上のことは、今後ですね、今後いろいろまた検証作業は続きますので、つまびらかに全てを明らかにしてまいりますと、なかなかいろいろ検証活動に支障が生じるおそれがあるということ、今申し上げた回答を預かっていると、こういう状況でございます。

○那谷屋正義君 少し視点を變えて、報告書全体の中で総務省職員が外資規制違反を認識等していたことを証言している箇所は、先ほど申し上げましたように、ここだけと考えるわけですけれども、検証委員会がヒアリングを行った総務省職員の中で当該放送政策課職員のみが、平成二十九年八月当時、東北新社の外資規制違反を知っていた事実を認めたという理解でよろしいのでしょうか。

○政府参考人（原邦彰君） 繰り返しになります

が、私の方で吉野座長に預かってきた答えは、先ほどお答えしたとおり、この、今回の報告書二十四ページから二十五、御指摘の、職員からのヒアリングあるいはいろんなペーパー、これを総合的に勘案して、二十四ページから二十五ページにかけた記述、これが全てということでございます。

○那谷屋正義君 今後の検証に影響するというふうな話でありますけれども、実はここが一番肝な点でありまして、このところがやはり今後しっかりと明らかにしていただくということを改めて要請をさせていただきたいというふうに思うんですけれども、そのことを是非座長の方にもお伝えいただきたいというふうに思います。何か変なやり取りになってきましたね。

それで、いわゆる放送政策課職員の発言というか、こういったやり取りが、ある意味どうしようかというふうな相談であったと。つまり、私から言わせれば、総務省の、残されたといいますが、なかなかというか分かりませんが、良心とも言ってもいいのではないかとこのように思います。

検証委員会として、この証言を得てどのような感想を持たれたのか。

○政府参考人（原邦彰君） これも吉野座長に確認をいたしました。

吉野座長からは、これ六月四日の記者会見でも

お答えになっておられますが、自分たちが行ってきた行政の仕事についてしっかりとお話しください方もいるという発言があったところでございます。

○那谷屋正義君 そうですね。しっかりとお話しされたんでしょうね。

じゃ、一方で、知らぬ存ぜぬだけで証言をする他の総務省職員に対してどのような感想を持たれたんでしょうか、吉野座長は。

○政府参考人（原邦彰君） その点については、報告書にもございますが、文書、いろいろなものが出てこなくて大変残念であったということでございます。

○那谷屋正義君 他の総務省の職員に対して残念だという感想を持たれているんですよ。これはゆるしき問題じゃないですか。

これ、何で私こういうことを聞くかというところ、行政がゆがめられる経緯において担当の者が、その事実をねじ曲げることで良心の呵責と闘い、かつて、かつてというか、そんな遠い過去ではありませんが、尊い命を絶つ事件もあったわけでありまして、この方が同じ轍を踏んでは絶対にならないわけでありまして、そういう方が、まあ特定もう総務省としてはされているんだと思いますけれども、今後この方には、この証言のことでいわゆる出世の道が妨げるとか、そういうことがあつては

ならないというふうに思いますけれども、その辺、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（武田良太君） 人事は、能力また業績、公正な任用というのが、絶対にこれは守っていかなくてはならないわけでありまして、そうしたことで不利益というものを絶対に被ることのないように、私の方からもしっかりと目を離さずやっていきたいと思えます。

○那谷屋正義君 是非そういったものについて、人事については公正公平な目で引き続きやっていただきたいというふうに思いますし、むしろ、こうしたことに対して真実にしっかりと目を向けられる方というのは私は貴重な方だというふうに思いますので、今後のいわゆる職員の士気においても、こういったことについては非常に気を遣っていただきたいというふうに思います。

時間の方がもう大分なくなつてまいりました。これ、今後、これ第一次報告ですから、今後、引き続き行われる検証委員会の調査結果を必ず国会に報告をしていただいて、本委員会にて、まあ閉会中になるのかもしれませんが、そうであっても議論を行いたいというふうに思います。是非そのことについてお約束をいただきたいと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○政府参考人（原邦彰君） お答え申し上げます。情報通信行政検証委員会には、ほかの情報通信

行政についても検証を進め、再発防止に向けた御提言をいただきたいと思っております。現に、委員会においては東北新社の外資規制違反の問題以外についても検証に着手しており、補助弁護士の下で資料の収集、確認などの取組は進められているところであります。

検証スケジュール、内容については委員会の議論で御判断いただくことであり、総務省としては引き続き、客観的かつ公正に検証が進むよう、委員会の求めに応じ万全の協力をしていきたいと存じます。

また、国会からのお求めに対して、これまでも、これまで同様、真摯に対応してまいりますし、具体的な国会の運営の在り方については国会でお決めたいただくものというふうに承知しております。

○那谷屋正義君　そこで最終の究極の目標も言ってもらいたいんだよね。やはり、ここに来て国民から多くの疑問を持たれていることに對してしっかりとそれを明らかにして、総務省、いわゆる政府と国民との信頼関係を再構築するんだぐらい言ってもらわないと、何か決意がどんなものなのか、ただ国会がお決めたかどうか、そういうことを優先して答弁されるとおかしなものになるんじゃないかなというのを申し上げまして、少し早いですが、私の質問を終わりとします。

○吉田忠智君　立憲民主・社民の吉田忠智でございます。どうぞよろしく願います。

今日は、ちょうど厚生労働委員会も今開かれておりますけれども、また山本副大臣においてをいただきます。ありがとうございます。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種について何点か質問をいたします。

ワクチン接種についても同調圧力やあるいは差別ということがあるんじゃないか、そういう声が上がっておりますし、マスコミにも報じられております。新型コロナウイルスそのものについても感染者に対する差別事案が発生しているわけでございますけれども、今後、職域や大学などで接種もこれから進められていくこととなります。

そこで、厚生労働省として、こうした同調圧力あるいは差別をなくすためにどうした取組をされておられるのか、まず伺います。

○副大臣（山本博司君）　御質問ありがとうございます。

このワクチン接種につきましては、その有効性また安全性を国が分かりやすく発信をし、そうした情報を踏まえまして国民の皆様が自らの判断で受けていただくことが重要であると考えている次第でございます。

こうした考え方につきましては厚生労働省のホームページにおいて公表しているほか、職域接種

向け手引きをおきまして、接種に当たっては、本人の意思を確認するとともに、接種を強要することがないように留意することを企業等における職域接種を実施する要件の一つとして記載をしている次第でございます。

また、新型コロナウイルスQ&Aにおきましても、接種を望まない場合、受けなくてもよいですかという質問に對しまして、接種は強要ではなく御本人の意思に基づき接種を受けていただくものであること、仮にお勤めの会社等で接種を求められても、御本人が望まない場合には接種しないことを選択することができる等をお示しをしている次第でございます。

引き続き、このワクチンにつきましては、科学的知見に基づいた正確で分かりやすい情報を発信するとともに、そうした情報を踏まえまして国民の皆様が自らの判断で接種を受けていただくことが重要である旨を企業や大学に對しましても周知してまいりたいと思っております。

○吉田忠智君　具体的に聞きますけれども、日本はこの間、ワクチンについての裁判もございましたし、国民の中に一定の抵抗感がある方もおられるのも事実であります。ある意味では、外国よりもそういう抵抗感私は強いのではないかと思っております。やっぱり集団免疫が本当に獲得できるのかどうかというのはいろいろ議論がありますけれど